

パブリックコメント 意 見 の 概 要	ご意見に対する見解
大まかな内容を拝見しましたが、今この時期にこのような制度は必要なのでしょうか？大きな疑問を感じます。	今日の国際社会において、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大脅威となっており、また、米国の同時多発テロの発生以来、世界各地で発生するテロ行為により、安全保障に対する国民の関心が高まる中、国全体として、武力攻撃という最も重大な国家の緊急事態に対処できるように必要な備えをするため、武力攻撃事態対処法など一連の有事関連法が成立しました。そのなかの１つに、国民保護法があり、このような武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処等の措置について定めています。 本市といたしましては、この国民保護法に従い、国民保護協議会の設置・運営や国民保護計画の作成など必要な体制整備を進めてまいります。
高齢者が多いこの時期にネットでのパブリックコメントの公募はいかがなのでしょう？	伊丹市では、市民のみなさんの参画と協働によるまちづくりを進めるため、『伊丹市まちづくり基本条例』を平成１５年３月２７日に公布し、同年１０月１日から施行しました。 この条例に掲げるまちづくりの仕組みの一つとして、パブリックコメント、市民会議等の対話の場の設置、附属機関の市民公募、まちづくり出前講座などの制度がスタートしています。 パブリックコメント制度は、市民生活に重大な影響を与える市の基本的な条例や計画等について、立案の段階から内容を公表して市民の皆様からご意見を募集し、それを考慮しながら最終決定をするための一連の手続のことで、本市では、制度指針やマニュアルを作成し、全庁的に統一して実施しております。 そのなかで、意見の公募につきましては、『広報伊丹』でお知らせした後、所管課・公文書公開コーナー（各支所・分室、くらしのプラザ、市民まちづくりプラザ、共同会館及び図書館本館１階の行政資料コーナー）・ホームページで、計画等の内容を公表し、意見の提出につきましては、文書又は電子的記録として残るものとして、直接書面で提出・郵便・ファクシミリ・電子メールといった方法が定められております。今回の国民保護計画のパブリックコメントにつきましても、制度指針等に従いまして実施いたしております。